

第6次基山町行政改革大綱の進捗状況

第6次基山町行政改革大綱は、令和4年度を目標年度とし、「人口増対策」、「持続可能な財政運営の実現」、「行政サービスの向上」、「効率的・効果的行政運営の確立」、「協働のまちづくりの推進」、「行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信」の6項目を行政改革推進項目の柱として、また、行政改革を迅速かつ着実に推進していくための具体的な推進方策（28項目）を含め、平成30年3月に基山町行政改革推進本部において決定されました。



行政改革大綱は、基山町行政改革懇談会の中で審議され、提案いただいた内容に基づきまとめられています。

令和3年度の第6次基山町行政改革大綱の進捗状況は次のとおりとなっています。詳細は基山町ホームページをご覧ください。

令和3年度 基山町行政改革実施計画 進捗状況一覧

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
1. 人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保	地区計画等を活用しての土地利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に隣接する土地調査 地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定し、地区計画についての考え方を整理した。また宅地開発についての地区計画の都市計画決定を1件行った。
	②移住促進に係るPR推進	移住定住促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの製作、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。 ターゲットを福岡都市圏の通勤通学をする子育て、若者世代に絞り、市内の路線バスや地下鉄などへの効果的な広告やメディア媒体を活用したイメージ戦略を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 町ホームページを中心に移住体験住宅及び各種移住支援施策の紹介を行うとともに、佐賀県や民間企業との連携による移住オンラインイベントに参加した。 また、地方創生推進交付金を活用し、町の魅力を効果的に発信するため、町内の四季折々の魅力を掲載した「町内おもてなしマップ（暮らしの歳時記編）」を作成した。
	③空家対策による移住定住促進	すまいるナビ、JTIのマイホーム借上げ制度との連携、不良住宅除去費補助金	<ul style="list-style-type: none"> すまいるナビ（町内の空家等売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） JTIのマイホーム借上げ制度との連携（50歳以上の所有する住宅をJTIが借上げ、3年の定期借家契約で子育て世帯等に転貸する） 不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度のすまいるナビによる成約実績は0件及び不良住宅除去費補助金交付実績は1件となった。 令和3年度より家財処分等費用補助金の補助要件の緩和を行い交付実績が6件の増加となった。
	④企業誘致による雇用確保、定住促進	無料職業紹介所の設置	<ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人のきめ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者の人材確保と定住促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、1,233人（うち高齢者が658人）来所した。全部で150件の紹介状を発行し、54件の雇用マッチングをすることができた。また、雇用関係助成金の申請の取り扱いを14件行った。
	⑤子育て支援による移住、定住促進	ア．妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> 基山保育園の建て替えに併せて、子育て交流広場を設置し、保健センターに設置予定の子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て交流広場のプレイルームを無料開放することで、天候に関係なく、子どもと保護者が自由に遊べ、子育てに関する情報交換や仲間づくりの場として、利用されている。また、子育て交流広場内に子育てコンシェルジュを配置し、育児の悩みや相談等に応じた。
		イ．子育て支援施策の効果的広報	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ガイドブックを、子育て世代の意見も取り入れながら整理、ビジュアル的にリバイスし、子育て支援策をわかりやすく伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ガイドブックについて、「豆本」を増刷し、情報の提供に努めた。
		ウ．子どもの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの居場所づくりの充実を図るため、多世代交流センター憩いの家にキッズスペース（基山ランド）を設置、放課後児童クラブの増室を図る。また、事業内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍であったが感染拡大防止対策を行い、町内の方々に協力いただきながら、子ども達の居場所確保のために子どもの居場所づくり教室を行った。 ひまわり教室では、静養室の畳の入替え、ブラインド修繕、コスモス教室Bでは、令和2年7月豪雨の雨漏りで傷んでいた床を張り替える等施設整備を図った。また、支援員（補助員）の処遇改善として国の補助を受け報酬の引き上げを行った。
		エ．子育て・若者世帯の住宅取得補助金	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て・若者世帯の住宅取得補助金の交付実績は56件と目標数の50件を上回った。 移住・定住にさらに効果的な取り組みとなるよう制度の見直しを行い、「Uターン者加算」、「若基小学校区加算」の新規加算の追加を行った。
		オ．新婚世帯家賃補助金	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸借契約に基づき、基山町内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住居登録している世帯に対し、家賃補助金を交付する。（対象は、過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯で、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯。） 	<ul style="list-style-type: none"> 結婚新生活支援補助金を実施した。 交付実績は6件と目標数の4件を上回った。 移住・定住にさらに効果的な取り組みとなるよう制度の見直しを行い、「年齢要件」、「所得要件」の緩和を行った。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
1. 人口増対策	⑤子育て支援による移住、定住促進	カ. 移住体験住宅事業	・大学の学生によるアイデアを取り入れて地元業者施工による改修というモデル住宅委託事業を行い、低コストで満足度の高い環境を提供する。完成したモデル住宅は、移住体験住宅やリノベモデル住宅として活用する。	・小倉移住体験住宅利用実績は2件、宮浦移住体験住宅利用実績は5件となった。 ・利用者に対し、利用期間中に使用できるコミュニティバスのお試しパスポート及びおもてなしマップを配布し、町内での周遊性を高めた。
		①税収入等の確保	町税徴収率の向上	・町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やコンビニ納付の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実践する。
2. 持続可能な財政運営の実現	②自主財源の確保	ア. 給食費の未納についての適切な徴収	・給食費の長期滞納がないよう、適切な納付干渉を行い年度内納付を心がけ、保護者の負担を軽減する。給食会計の効率的な運営のための会計処理の方法を検討し、事務改善を行う。	・滞納者については、長期とならないように引き続き学校・こども課と連携し徴収している。 ・給食会計の効率的な運営のため引き続き情報収集し検討した。
		イ. 町有施設の使用料見直し	・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な見直しを行い、指定管理者委託料の適正化を図る。	・令和2年度に町内の公共施設の利用料の見直しを行い、令和3年度に改定を行った。
		ウ. ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	・一定の自主財源の確保を図るため、返礼品の見直しを適宜行い制度の推進を図っていく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行っていく。	・クラウドファンディング型のふるさと納税への取組みや、新たな寄附メニューを追加した。新たな返礼品の開発・見直しを適宜行い制度の推進を図った。
		エ. 有料広告事業の推進	・広告代理店等と連携し、広告主の募集や新たな広告媒体を検討し利用促進を図っていく。	・住民課カウンター下・エレベーター内へ新たな広告媒体の募集を行ったが、応募がなかった。
		オ. 未利用地の有効活用	・公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本桜・城の上線道路改良の残地（旧神の浦ため池）の有効活用を図る。	・旧神の浦ため池跡地について、残り3区画の公募型プロポーザルを行い、このうち1区画を売却することができた。
	③事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	・国庫の補助金や財団等の助成金の活用を検討を行う。あわせて他自治体の同種の事業実施を参考に研究を行う。	・国、県の補助金制度については、引き続き積極的な活用を行った。また、財団等の助成金の情報を庁内全体に提供し活用を検討した。
	④中長期財政計画の随時見直し、適正管理	中長期財政計画の随時見直し	・基山町公共施設等総合管理計画の随時見直しや新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随時見直しを行う。	・令和3年度に中期財政計画（令和4年度～令和8年度までの5年間）を見直した。
	⑤基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	公共施設の点検等の維持管理情報の活用による計画的更新	・公共施設の点検等の維持管理情報を活用し計画的に更新を実施することで財政負担を平準化する。総合管理計画及び施設点検結果等に基づき予防的保全の視点から施設の補修及び更新を行う。	・各施設担当課にて個別施設計画の更新を行うとともに、公共施設等総合マネジメントチームにおいて、公共施設の管理に関する情報を共有化し、全庁的な体制で施設管理を行った。
		基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	・財政負担の平準化や策定後の新たなハード事業を盛り込んでいくことなど、適宜見直しを行っていく。	・個別施設計画の更新作業を行い、公共施設等総合管理計画に内容を反映させるとともに時点修正等も加えた計画の改訂を行った。
	⑥補助金等に関する支出の適正化	補助金の検証と評価	・再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続が否かを判断する。	・予算査定において、補助金等検討委員会で指摘があったところは、検討し予算編成を行った。
⑦各保険に係る給付の適正化	通いの場の充実	・要介護認定率を減少させるため、各区公民館等での介護予防サポーター（ボランティア）による通いの場（介護予防教室）を推進していく。	・通いの場の出前講座を実施し、第3区、第14区の通いの場が立ち上がった。	
	国民健康保険の予防事業等の促進による医療費適正化	・健康ポイントの活用、未受診者対策等により特定健診の受診率を向上させていく。保健指導の充実を図り重症化予防を実施。広報等によりジェネリック医薬品を推進させる。柔道整復施術療養費の適正化の取組を実施。消防署等からの情報提供を活用し国保連合会と連携して第三者行為求償事務の取組を強化する。	・令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による受診控えが見られたものの、健診の受診率及び保健指導率はやや回復した。感染対策に留意しながら、令和元年以前の町の健診体制での特定健診・保健指導を実施した。	

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
	⑦各保険に係る給付の適正化	後期高齢者医療の予防事業等の促進による、医療費適正化	・健康診断及び予防等に取り組む。	・歯科健診の未受診者に歯の大切さを周知するとともに、健診を受診していただくよう勧奨通知を実施した結果、受診率が向上した。
3. 行政サービスの向上	①窓口業務のサービス向上	コンビニ交付サービスの利用推進	・町内外への広報を行う。コンビニ交付サービス利用のために、個人番号カードの取得促進を行う。	・コンビニ交付サービスの利用促進に向け、ホームページに掲載のほか、個人番号カード交付時にコンビニ交付利用の案内チラシを配布した。また、個人番号カードの取得促進のため、町のイベントを利用して申請支援を行った。今年度は個人番号カードの取得者が前年度より増え、コンビニ交付の利用が増えた。
		図書館祝日開館の推進	・祝日の図書館開館を検討する。	・本年度も祝日開館を実施し、年間の開館日数は、304日となった。
	②高齢者福祉の推進	地域包括ケアシステムの推進	・高齢者のニーズとサービス提供主体のマッチングを行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。	・避難行動要支援者台帳登録者のひとり暮らしの高齢者から個別訪問を実施し、生活状況把握に努めた。
		地域包括ケアシステムの推進	・高齢者がいきいきと暮らしていけるよう介護予防や健康増進事業に積極的に参加することを促進するため、参加者に対しポイントを付与する。ポイントは、基山シール会ポイントと交換するものとし、高齢者の健康気運を高める。	・ホームページや広報により周知を行い、継続して事業の促進を図った。
	③子育て支援の推進	児童見守り等に関する地域との連携	・登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。こども110番の家等により安全の確保を図る。	・安全なまちづくり推進協議会やPTA等関係団体と連携して、道路の危険箇所や注意が必要な箇所の点検を行った。
		医療費等助成制度の充実	・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に勧奨を行った。 ・不妊治療費助成件数は20件であった。
		町の保育の質と量の確保	・基山保育園の建て替えについては、公立保育所1園、民間保育所1園で整備し、待機児童がでないように町の保育の質と量を確保する。	・令和2年4月1日に基山つ子みらい館へ公立の基山保育園が移転した。移転後も、安定した運営や保護者の保育ニーズに応えるための保育の質の向上に取り組んだ。加えて、移転と同時に保育士の負担軽減のためのICT化に取り組んでいる。 ・また、増え続ける保育ニーズに応えるため、令和4年4月開園を目指し、小規模保育施設の設置に取り組んだ。
		子ども・子育て支援事業計画の推進	・子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、平成32年度～平成36年度版を作成する。	・第2期基山町子ども・子育て支援事業計画に掲げた7つの基本目標を達成するため、関係各課が事業に取り組み、令和3年9月末に開催した子ども・子育て会議の中で、各委員からの意見聴取を行った。
		医療費等助成制度の充実	・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・広報、ホームページへの掲載、乳幼児健診等での保護者への周知、町内医療機関へのポスター掲示を行った。令和3年度実績1,375件であった。
		基山町多文化共生推進プランの策定及び推進	・生活者としての外国人住民にとって住みよい町は、誰もが住みやすく活躍できる町づくりにつながることから、基山町における多文化共生社会の実現に向けたプランを策定し、着実な推進を図る。	・基山町多文化共生の推進のため、コロナ禍ではあったが、「日本語学校」や「国際交流音楽祭」を開催することができた。
	④多文化共生社会の推進	基山町多文化共生社会推進会議の設置	・外国人住民や日本人住民、外国人雇用企業担当者、行政担当者などオール基山考える体制を構築し、情報の共有と相互理解を図りながら、基山町多文化共生プランの進捗状況の確認と各自の責任と役割を果たしていく。	・基山町多文化共生社会推進会議の設置に向けた検討を行った。
		日本語教室の設置	・基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。	・日本語教室はコロナ禍のためWeb会議システムを利用して実施し、多文化共生に理解関心を持つ支援者の増加を図るため、「国際交流音楽祭」を開催した。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
3. 行政サービスの向上	⑤地域公共交通の利便性の向上	コミュニティバス等の利用促進	・運転免許証返納サービス・路線・ダイヤの見直し・イベント等での利用促進 PR 活動・お試し乗車の取組み。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証自主返納者を対象とした無料化による利用実績は延べ4,267人であった。 ・路線・ダイヤの見直しを地域公共交通活性化協議会で検討し、令和3年10月から路線の変更により基山町総合公園内に新たなバス停として「総合公園内駐車場」を設置するとともに、2号車路線において本路線を増便することで利便性の向上を図った。 ・利用促進の取り組みとしては、引き続き出前講座での啓発や無料お試し乗車券や定期券（1カ月フリーパス）等の企画乗車券の発券等を行った。 ・当該年度においては、特に本町の地域公共交通施策のマスタープランである「基山町地域公共交通計画」を策定し、今後のコミュニティバスの利便性向上や利用促進等に関する施策を定めた。また、現行のコミュニティバス運行を補完する将来に向けた新たなモビリティサービスを検討するためにきやま地方創生モビリティ研究会を設置して実証実験に取り組んだ。
	⑥安全な交通基盤の確保	安全な交通基盤の確保のため歩道狭小等の道路など歩行者の安全対策を視点にした道路改良	・歩道狭小や転落の危険等が潜在する道路の改良に努めることで、道路の継続的で安全な道路交通基盤を確保する。	・地元区長、地元関係者、関係機関と協議の上、カラー舗装の設置、転落防止柵の設置、区画線の引き直し、ラバーボールの設置、カーブミラーの修繕・設置、横断旗や飛び出し人形の設置等の交通安全施設の計画的な整備を行った。
		安全な交通基盤の確保のため道路施設の適正更新	・道路施設となる「橋梁、舗装」の補修に対し予防保全的対応を実施することで道路の継続的で安全な道路交通網確保する。	・地元区長、地元関係者、関係機関と協議の上、カラー舗装の設置、転落防止柵の設置、区画線の引き直し、ラバーボールの設置、カーブミラーの修繕・設置、横断旗や飛び出し人形の設置等の交通安全施設の計画的な整備を行った。
4. 効率的・効果的行政運営の確立	①課・係等の組織の適正化	組織の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課係の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々業務量に合わせた課係の再編を行う。 	・総務企画課を総務課と企画政策課への分課、まちづくり課に環境対策室を新設、建設課に工務第1係、工務第2係を新設、教育学習課の係を統合し、新たに教育総務係と学校教育係とする令和4年度の組織再編の検討を行った。
	②職員数及び職員配置の適正化	定員管理計画の見直し	・必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	・長期的な職員の退職者数、再任用職員数を踏まえて、新規採用職員数の検討を行った。
	③人材の確保及び育成強化	職員研修目的での派遣の実施	・国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	・農林水産省へ1名の人事交流（2年間）、九州経済産業局へ1名の人事交流（2年3か月間・継続）、小郡市へ1名（2年間）の人事交流、佐賀県税務所へ1名（1年間）の研修派遣を実施した。
	④民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等）	指定管理者制度等の有効活用	・指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	・体育施設、町民会館、憩の家、ジビエ解体処理場については、指定管理者制度により運営している。
		アウトソーシングの推進	・町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	・アウトソーシングできる業務の検討を行った。
⑤広域行政の推進	下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討	・下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。	・下水道事業において、ポンプ場建設詳細設計を実施した。また、合併浄化槽の維持管理補助金を交付した。	
	消防事務の広域事務組合による実施	・消防署運営等の消防事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。	・消防事務について、鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し広域実施している。	

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
4. 効率的・効果的行政運営の確立	⑤広域行政の推進	ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施	・ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。	・筑紫野市、小郡市、基山町の2市1町から収集したごみを、広域ごみ処理施設「クリーンヒル宝満」へ運搬し、適正処理を行った。「筑紫野・小郡・基山清掃施設組合クリーンヒル宝満熱回収施設（ごみ処理施設）施設長寿命化総合計画」に沿って、令和4年度～令和7年度に実施予定の基幹改良工事（延命化工事）及び長期包括運営管理委託の準備を行った。
		上水道事業の広域水道事業団による実施	・上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。	・上水道事業の広域実施を行っている。
		し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施	・し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。	・神埼市、佐賀市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町の2市4町から収集したし尿及び浄化槽汚泥を三神地区汚泥再生処理センターへ運搬し、適正処理を行った。令和4年1月に「神埼・三養基地域循環型社会形成推進地域計画」の変更報告を行い、令和4年度から令和6年度に実施予定の基幹的設備改良事業の発注支援業務事業に取り組んだ。（検討委員会の中で協議し、基幹的設備改良工事施工計画書及び発注仕様書を決定した。）
5. 協働のまちづくりの推進	①地域組織、NPO等による協働によるまちづくり活動の促進	自主防災組織の強化	・自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施する。	・佐賀県自主防災組織リーダー研修会を11月に基山町で開催すると共に、基山町自主防災組織リーダー研修会を開催、どちらも約60名が受講した。
		基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援	・町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。	・基山町まちづくり基金事業のまちづくり計画に基づく事業については、令和4年以降の特例継続の交付要件について審議会で意見をもらい改訂した。 ・基山町まちづくり基金事業により、16団体を支援した。
		基山町男女共同参画推進プランに掲げた施策の実行	・男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。	・佐賀県男女共同参画センター（アバンセ）と共催して、職員向けの研修を実施した。また、町民会館でのパネル展示や広報紙への記事の掲載により町民への啓発活動を行った。
	②協働の手法による適切な町民ニーズの把握	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策	・集落支援員制度を活用し、自治会活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。	・自治会活動コーディネーターが地域の高齢者宅に訪問して、町民のニーズや課題を把握し、活動の支援を行った。
		交通安全対策における地域見守りと連携しての対策検討	・交通安全対策において、危険箇所のためのハード対策だけでなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。	・地元区長、地元関係者、関係機関と協議の上、カラー舗装の設置、転落防止柵の設置、区画線の引き直し、カーブミラーの修繕・設置、横断旗や飛び出し人形の設置等の交通安全施設の計画的な整備を行った。また、小中学校においては、警察、交通安全指導員による交通安全教室の実施、安全な町づくり推進協議会委員、各種団体での登下校時の見守り活動の実施等で安全対策を行った。
		基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働化推進計画の推進	・協働化推進計画にある町民提案制度や協働化事業の提案など基本条例に掲げられた各種制度の定着と確実な実行により町民ニーズの把握に努めると共に、PDCAサイクルに基づく協働化推進計画の着実な見直しと推進を図る。	・協働化推進計画のもと、協働のまちづくりのための取組（町民提案、まちづくり基金、地域担当職員等）を適正に行った。また、ホームページや広報等で各種制度を周知した。
6. 行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信	①情報公開の推進	行政情報の公開	・公開している行政情報の充実を図る。	・情報公開コーナー、広報及びホームページ等において、各種行政情報を公開した。また、情報公開コーナーにおいて公開している情報について一覧化を行い、台帳の備え付けを行った。
	②情報発信の推進（町ホームページの改修等）	情報提供の充実	・ホームページを活用し、情報提供を充実させる。	・ホームページに掲載した記事をSNSなどにも掲載し、情報認知度の向上に努めた。また、LINEとホームページを連動し、より多くの方に町の情報を提供した。
	③事業評価の確立	行政評価公表の充実	・行政評価を活用し、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。評価結果の公表を行う。	・3～5年間で全体的に見直すよう変更した2年目の年度であり、274事業のうち48事業の評価を行った。実施時期を早く、評価結果を7月に公表した。